

平成30年3月27日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(行コ)第31号, 同第172号 奈良県議会会派並びに同議会議員に係る不当利得返還請求控訴, 同附帯控訴事件(原審・奈良地方裁判所平成27年(行ウ)第15号)

口頭弁論終結日 平成30年1月11日

判 決

奈良市登大路町30番地

控訴人兼附帯被控訴人

奈良県知事 荒井正吾

(以下「控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士

川崎祥記

同

片山賢志

同

前川典彦

同

大寺健太

奈良県北葛城郡河合町

控訴人補助参加人

森川喜之

(以下「補助参加人」という。)

同訴訟代理人弁護士

内橋裕和

奈良県北葛城郡王寺町

被控訴人兼附帯控訴人

奈良県橿原市

被控訴人兼附帯控訴人

(以下上記2名を「被控訴人ら」という。)

被控訴人ら訴訟代理人弁護士 石川量堂

主 文

1 控訴人の控訴に基づき, 原判決を次のとおり変更する。

(1) 控訴人は, 別紙1の控訴審認容金額一覧表の「相手方」欄記載の